

小城市指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：小城市指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項

江里山の棚田（範囲については、別添 1－1 のとおり）

原田の棚田等（範囲については、別添 1－2 のとおり）

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

- ・令和 6 年度までに江里山の棚田における耕作放棄地 30 a を再生する。
- ・令和 6 年度まで原田の棚田等における耕作放棄地 13a を再生し、和栗 25 本を植栽する。

② 担い手の確保

- ・令和 6 年度までに江里山の棚田の耕作放棄地を再生するため、保全に取り組む生産組織（棚田再生機構）を設立する。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・令和 6 年度までに、江里山の棚田再生のため、走行式草刈機を導入し、作業の効率化とともに、労力削減に努める。
- ・原田の棚田等において、みかんの新しい栽培技術（根域制限栽培）を初導入し、令和 6 年度までに 5 トンの高品質なみかんの生産を行う。
- ・原田の棚田等において、長尺竿背負い草刈り機を 3 台導入し、水田土羽の保全を行うとともに、彼岸花の良好な生育環境を確保する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- ・江里山の棚田における棚田米等の販売を促進し、棚田米の販売量を 300 kg から 600 kg に増加させる。

② 自然環境の保全・活用

- ・江里山の棚田において、安全安心の米作りのため、減農薬や減化学肥料の認定特別栽培米の作付面積を 50 a に増加させる。

③ 良好な景観の形成

- ・江里山の棚田において、石積み等の工法を用いた棚田の災害復旧を実施するなど良好な景観を確保する。
- ・令和 6 年度まで、原田の棚田等に彼岸花の球根を毎年 500 個植栽する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・令和 3 年度までに、江里山の棚田で中学生・高校生を対象とした棚田での営農（たなだ部）活動を開催し、延べ年間 25 人の参加者を確保する。

- ・原田の棚田等において、彼岸花の球根植栽を都市農村交流イベントにより実施し、都市農村交流人口を創出する。

棚田を観光資源とした地域振興

- ・江里山の棚田において、令和6年度までに、江里山の棚田の景観を活用したひがん花まつりを開催し、開催期間中1000人の来訪者を誘客する。

棚田を活用した六次産業化の推進

- ・令和6年度までに江里山の棚田で生産したコンニャクイモを原料とした「江里山こんにゃく」の販売額を30万円に増加させる。

- ・原田の棚田等で生産する農産物を利用した加工食品を生産・販売する農家を育成する。

(4) 協議会に参加している棚田の共通目標

毎年9月にひがん花まつりを開催している江里山の棚田と、長崎自動車道小城スマートインターチェンジを有する原田の棚田とが連携し彼岸花を植栽することにより、小城の玄関口を彼岸花で飾り都市農村交流の促進を図る。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

棚田等の保全

ア) 耕作放棄の防止・削減

- ・ボランティア等を活用しながら、江里山の棚田の耕作放棄地を維持・減少する。
- ・令和6年度までに原田の棚田等における耕作放棄地を再生し、和栗を植栽する。

イ) 担い手の確保

- ・地域おこし協力隊制度等を活用しながら、江里山の棚田における担い手の確保を促進する。
- ・江里山の棚田において、地域の中核的なリーダーを中心とした生産組織に農地を集約する。

ウ) 生産性・付加価値の向上

- ・江里山の棚田において、走行型草刈り機による草刈りなどスマート農業の取組を推進する。
- ・原田の棚田等においてみかんの新しい栽培技術(根域制限栽培)を初導入し、令和6年度までに5トンの高品質なみかんの生産を行う。
- ・原田の棚田等において長尺竿背負い草刈り機を3台導入し、水田土羽の保全を行うとともに、彼岸花の良好な生育環境を確保する。

棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア) 農産物の供給の促進

- ・江里山の棚田において、棚田米のブランド化を図るとともに、ふるさと納税の返礼品等により棚田米の販売拡大を図る。

イ) 自然環境の保全・活用

- ・江里山の棚田で環境保全型農業（減農薬・減化学肥料認証の特別栽培米）とするなど自然環境の保護を図る。
- ・江里山の棚田地域及び原田の棚田地域で侵入防止柵の点検・維持管理を行い、鳥獣被害対策を推進する。

ウ) 良好な景観の形成

- ・江里山の棚田において、石積み等の工法を用いた棚田の災害復旧を実施するなど良好な景観を確保している。
- ・令和6年度まで、原田の棚田に彼岸花の球根を毎年500個植栽する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

ア) 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・江里山の棚田で中学生・高校生を対象とした棚田での営農（たなだ部）活動を開催し、関係人口の創出を図る。
- ・江里山の棚田地域で、地域おこし協力隊制度等を活用して、新規の企画イベントを開催するなど都市住民との交流を図る。
- ・原田の棚田等において、彼岸花の球根植栽を都市農村交流イベントにより実施し、都市農村交流人口を創出する。

イ) 棚田を観光資源とした地域振興

- ・江里山の棚田で毎年秋分の日に開催しているひがん花まつりを複数日開催するなどして、来客数を確保する。
- ・江里山の棚田のひがん花まつり期間の、観光客やボランティアの受入体制を整備する。

ウ) 棚田での農産物を活用した六次産業化の推進

- ・江里山の棚田で生産されたコンニャクイモを原料として江里山こんにゃくの製造・販売を拡大する。
- ・江里山の棚田において、休耕田を活用し蕎麦を栽培し、秋分の日のひがん花まつりのイベントに蕎麦を加工して販売する。
- ・原田の棚田等で生産する農産物を利用した加工食品を生産・販売する農家を育成する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

小城市指定棚田地域振興協議会は、佐賀県、小城市、農業者、農業者団体、地域住民、ボランティア団体で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。